

2015 年 12 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 189)

昨年 12 月 25 日付で「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」各都道府県労働局長宛通達が出されています。

内容は、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成 27 年厚生労働省告示第 481 号)が平成 27 年 12 月 25 日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)平成 28 年 1 月 1 日から適用されることとなったことから、これに係る労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について、適切に実施することの周知です。

実際の報告については、前述の労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 に規定されている通りであり、要旨は以下の 2 点です。

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第 1 条関係)

改正に伴い、以下の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

本改正において、コード 169 から 194 までが削除、215 から 232 までが追加となっている。

なお、「炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)」の「ウイスキー」とは、幅(直径)が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが $5\mu\text{m}$ 超、幅が $3\mu\text{m}$ 未満、長さが幅の 3 倍を超える繊維をいうこと。

2 報告の期間等(告示第 2 条関係)

事業者は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

表(改正後)

コード	対象物	含有量 (重量パーセント)
百九十五	イソシアル酸メチル	〇・一パーセント未満
百九十六	イソホロン	〇・一パーセント未満

百九十七	ニイミダゾリジンチオン	○・一パーセント未満
百九十八	オクタン(ノルマルーオクタンに限る。)	一パーセント未満
百九十九	クロロピクリン	一パーセント未満
二百	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(ニエチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	○・一パーセント未満
二百一	しよう脳	○・一パーセント未満
二百二	チオ尿素	○・一パーセント未満
二百三	チオリン酸O・O-ジメチル-O-(三メチル-四ニトロフェ ニル)(別名フェニトロチオン)	一パーセント未満
二百四	デカボラン	一パーセント未満
二百五	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	○・一パーセント未満
二百六	一ナフチル-Nメチルカルバメート(別名カルバリル)	一パーセント未満
二百七	ニトリロ三酢酸	○・一パーセント未満
二百八	N-[一(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-一H-ニ ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	○・一パーセント未満
二百九	フェノチアジン	○・一パーセント未満
二百十	ブロモジクロロメタン	○・一パーセント未満
二百十一	一プロモプロパン	○・一パーセント未満
二百十二	ペンタボラン	一パーセント未満
二百十三	ほう酸ナトリウム(四ほう酸二ナトリウム十水和物に限る。)	○・一パーセント未満
二百十四	メチルヒドラジン	○・一パーセント未満
二百十五	アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満
二百十六	一アリルオキシニ・三エポキシプロパン	○・一パーセント未満

二百十七	エチリデンノルボルネン	〇・一パーセント未満
二百十八	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	〇・一パーセント未満
二百十九	二―クロロニトロベンゼン	〇・一パーセント未満
二百二十	二―(ジエチルアミノ)エタノール	一パーセント未満
二百二十一	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	〇・一パーセント未満
二百二十二	二・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール	〇・一パーセント未満
二百二十三	ジチオリン酸〇・〇―ジメチル―S―一・二―ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	〇・一パーセント未満
二百二十四	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	〇・一パーセント未満
二百二十五	チオリン酸〇・〇―ジエチル―O―(二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	〇・一パーセント未満
二百二十六	テトラナトリウム＝三・三′―[(三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジルスホナート](別名C1ダイレクトブルー十五)	〇・一パーセント未満
二百二十七	二・四・六―トリクロロフェノール	〇・一パーセント未満
二百二十八	N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	〇・一パーセント未満
二百二十九	ヒドロキノン	〇・一パーセント未満
二百三十	N―(ホスホノメチル)―グリシン(別名グリホサート)	〇・一パーセント未満
二百三十一	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル	〇・一パーセント未満
二百三十二	硫酸ジイソプロピル	〇・一パーセント未満

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。